



ダイヤセレクト日本株オープン

追加型投信／国内／株式

2023年10月20日作成

ファンドは、特化型運用を行います。

バリュー株物色の流れ強まり、堅調なパフォーマンス

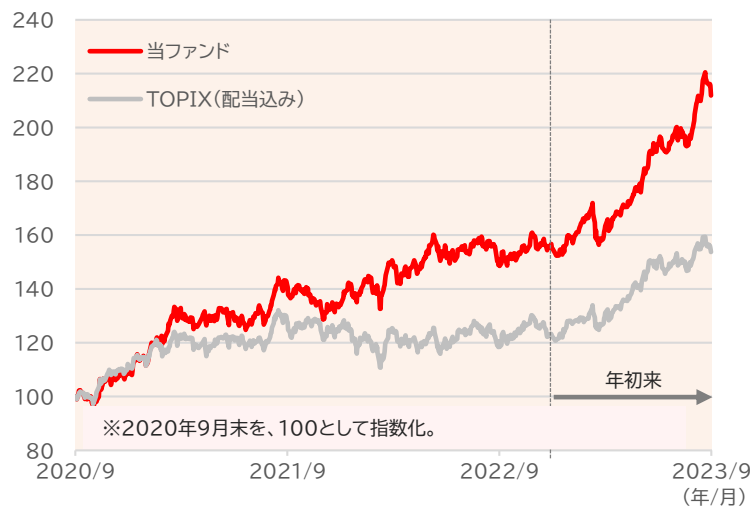
年初来の当ファンドの運用状況

- 国内株式市場は9月中旬以降、米長期金利の上昇等を背景に軟調に推移していますが、年初来では、TOPIX(東証株価指数、配当込み)が9カ月連続で上昇し、堅調な推移をしています。日本のインフレ率が他国と比較して落ち着いて推移していることや、日本銀行による緩和的な金融政策の継続、企業業績の拡大期待等が株価の支援材料となりました。
- このような環境下、足元続いているバリュー(割安)株主導の流れから、バリューの特性が強い当ファンドは年初来で36.7%の上昇となり、TOPIXを上回るパフォーマンスとなりました。その中でも9月は、東証のPBR(株価純資産倍率)1倍割れ銘柄への改善要請への期待の継続、9月配当取りの動きなどから、バリュー(割安)株物色の動きが強まり、当ファンドはTOPIX(東証株価指数、配当込み)を大幅に上回り(9月の月間騰落率:当ファンド +4.6%、TOPIX +0.5%)ました。

当ファンドの運用実績(過去3年)

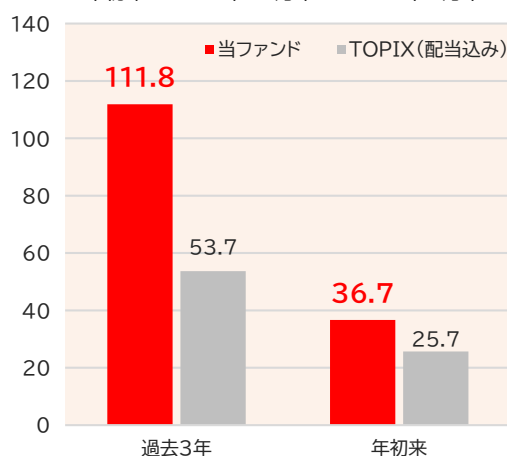
【日次騰落率の推移】

期間: 2020年9月末～2023年9月末、日次



【騰落率】

過去3年: 2020年9月末～2023年9月末
年初来: 2022年12月末～2023年9月末



※当ファンドの騰落率は、税引前分配金再投資ベース、信託報酬控除後の基準価額をもとに算出しています。
 ※当ファンドの騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)をもとに算出しているため、実際の投資家利回りとは異なります。
 ※TOPIX(配当込み)は、当ファンドのベンチマークではありません。

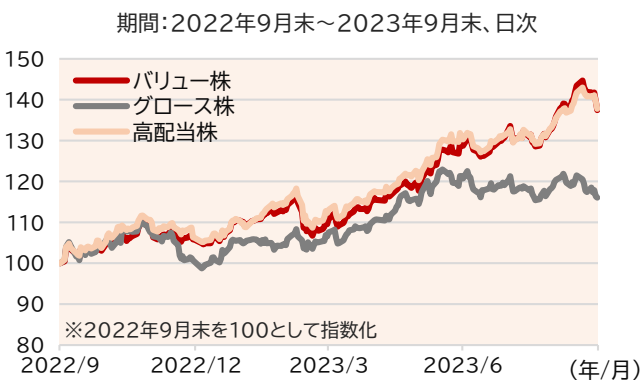
出所:ブルームバーグ

堅調なパフォーマンスの背景と今後の見通し

【堅調なパフォーマンスの背景】

- 米長期金利が上昇したことが嫌気されて、グロース(成長)株は冴えない動きとなる一方、バリュー(割安)株・高配当株は相対的に上昇する展開となっています。年初来から9月末までの期間において、TOPIXグロース株指数の上昇率が+15.6%にとどまったのに対し、TOPIXバリュー株指数は+29.9%も上昇しました。
- 上記のような市場全体の流れを受けて、バリュー(割安)株・高配当株の組入比率が高い当ファンドは堅調な推移となりました。

バリュー株・高配当株、グロース株の推移



※バリュー株：TOPIXバリュー株指数
グロース株：TOPIXグロース株指数
高配当株：東証配当フォーカス100指数

出所:ブルームバーグ

【今後の見通し】

- 現在、米国の政策金利が高止まりしており、国内金利に上昇圧力があります。米国では、経済活動が予想より好調な状況を踏まえて、FRB(米連邦準備制度理事会)は来年まで高い金利水準を維持する必要があるとみており、米国金利は高い水準が続くことが見込まれます。
- また、日本銀行が長期にわたる大規模金融緩和を修正する可能性が意識される中、日本のバリュー(割安)株のアウトパフォームは今後も続くことが期待されます。
- こうしたマクロ環境を背景に、バリュー相場は足元続くものと考えられ、当ファンドの良好なパフォーマンスが期待できると考えます。

<ご参考> 設定来の運用実績



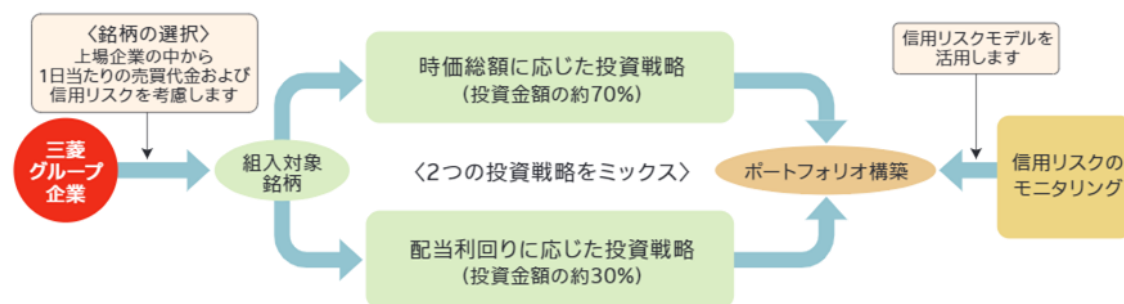
※当ファンドの基準価額、基準価額(税引前分配金再投資)は、1万円当たり、信託報酬控除後です。

ファンドの特色

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 1 「三菱グループ企業」*の株式の中から、わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
*ファンドにおいて、「三菱グループ企業」とは、グループとして経営の基本理念を共有する、あるいはグループについて共同で広報等を行う企業またはその持株会社を指します。
- 2 組入対象銘柄は、流動性や信用リスク等を勘案して選定します。また、個別銘柄の投資比率については、時価総額の大きさに応じて投資する戦略と、配当利回りの大きさに応じて投資する戦略を組み合わせで決定します。
ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選択や投資比率調整等により追加的な収益を追求するファンドではありません。

<運用プロセス>



※大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき、三菱グループに大きな変更が発生したとき等、ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、特化型運用を行います。

特化型ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会の規則に定める支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

ファンドの主要投資対象には寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合)が10%を超えるまたはを超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- 投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 また、ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行うため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄の株価変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる可能性があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2044年10月20日まで(2008年12月26日設定)
繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の条件を満たした場合に「NISA」の適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降の「NISA」の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除は適用されますが、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年率1.045%(税抜0.95%) を乗じて得た金額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年66万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

ファンドの関係法人

■ 販売会社（当資料作成日時時点）

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社 青森銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス 証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
株式会社 長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社 西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社 百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
株式会社 三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社 三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

■ 設定・運用 お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※営業日の9:00~17:00

【一般的な留意事項】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。